

議案第10号

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定
について議会の議決を求める。

令和8年3月6日提出

清水町長 辻 康 裕

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和40年清水町条例第8号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正箇所）

改正後			改正前		
別表			別表		
区分	報酬額	費用弁償額	区分	報酬額	費用弁償額
選挙長	<u>12,200円</u>	清水町職員等の旅費に関する条例の規定を適用	選挙長	<u>10,700円</u>	清水町職員等の旅費に関する条例の規定を適用
選挙長職務代理人	<u>10,100円</u>		選挙長職務代理人	<u>8,900円</u>	
投票所の投票管理者	<u>14,500円</u>		投票所の投票管理者	<u>12,700円</u>	
投票所の投票管理者職務代理人	<u>12,400円</u>		投票所の投票管理者職務代理人	<u>10,800円</u>	
期日前投票所の投票管理者	<u>12,800円</u>		期日前投票所の投票管理者	<u>11,200円</u>	
期日前投票所の投票管理者職務代理人	<u>10,900円</u>		期日前投票所の投票管理者職務代理人	<u>9,600円</u>	
開票管理者	<u>12,200円</u>		開票管理者	<u>10,700円</u>	
開票管理者職務代理人	<u>10,100円</u>		開票管理者職務代理人	<u>8,900円</u>	
投票所の投票事務従事者	<u>12,400円</u>		投票所の投票事務従事者	<u>10,800円</u>	

改正後		改正前	
期日前投票所の投票事務従事者	<u>10,900円</u>	期日前投票所の投票事務従事者	<u>9,600円</u>
開票事務従事者	<u>10,100円</u>	開票事務従事者	<u>8,900円</u>
選挙立会人	<u>10,100円</u>	選挙立会人	<u>8,900円</u>
投票所の投票立会人	<u>12,400円</u>	投票所の投票立会人	<u>10,800円</u>
期日前投票所の投票立会人	<u>10,900円</u>	期日前投票所の投票立会人	<u>9,600円</u>
開票立会人	<u>10,100円</u>	開票立会人	<u>8,900円</u>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例第2条及び別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第95条の規定による投票について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第95条の規定による投票については、なお従前の例による。